

令和6年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水)13時38分から14時41分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(9人)

会長	1番	内川昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	5番	川島一義
	8番	有澤節子
	9番	福本隆憲
	10番	公文啓子
	12番	小松昭則
	13番	小松豊喜

4. 欠席農業委員(5人)

4番	西岡秀輝
6番	栗山浩和
7番	野村勉
11番	千光士伊勢男
14番	小松昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩榮之
土居	入交大輔
井ノ口	西岡大作
畑山	小松光正
赤野	小松幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

報告第 3 号 農地法第 4 条届出について

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について

議案第 8 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)
の要請について

議案第 9 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農地利用集積計画(一括
方式)決定について

議案第 10 号 非農地証明願について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松亜矢
事務局農地係長	弘井恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席 5 人、出席数 9 人でございます。さきほど次長が申し上げまし
たとおり過半数以上の出席でございますので、会議の方は成立しております。
欠席委員の 4 番西岡委員、6 番栗山委員、7 番野村委員、11 番千光士委員 14 番
小松昌平委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出がっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
12 月 17 日に市役所で開催された担い手支援協議会幹事会に小松次長が出席し
ております。また、23 日に高知市で開催されました第 105 回常設審議委員会

に内川会長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、小松昭則委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
(小松) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出についてです。
今回は、6 件の届出が出ております。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の 2 筆で、面積は 399 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の計 7 筆で、面積は合計 414.16 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の 1 筆で、面積は 1,123 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 4 筆で、面積は合計 1068.23 m²です。相続により

所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の 2 筆で、面積は 1,395 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に、届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の 5 筆で、面積は 1,256 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局
(小松) 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 3 ページからとなります。今回は 7 件の申請がありました。

申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の 1 筆で、面積は 340 m²です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、5 ページに地図がございます。芸西村の芸西病院の東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻や野菜等を栽培し農作業に従事しています。今回の申請地でも野菜の栽培を予定しています。農作業に従

事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 2 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12 月 10 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 2 筆で、面積は合計 271.06 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、文旦の栽培を予定しています。所在地につきましては、6 ページに地図がございます。井ノ口郵便局の南東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やナスを栽培し、農業に従事しております。今回の申請地では文旦を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 2 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には文旦の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、12 月 11 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は 395 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。所在地につきましては、7 ページに地図がございます。沢ノ平橋の南方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し農業に従事しています。今回の申請地では野菜を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 330 日が 1 名と 300 日が 3 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、12月11日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり西浜の1筆で、面積は249 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しています。所在地につきましては、8ページに地図がございます。馬の丁バス停の西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスや野菜を栽培し、農業に従事しています。今回の申請地でもナスを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名と年間250日が3名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、12月13日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

事務局 次は、譲受人が同一ですので、申請番号 5 番 6 番を合わせて説明いたします。
(小松) 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおりそれぞれ川北の 1 筆で、面積はそれぞれ 456 m²と 204 m²となっております。
贈与による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、9 ページに地図がございます。内原野陶芸館の東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。隣どおしの 2 筆になっています。
次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、これまでに 6 年ほどユズ栽培の手伝いの経験があり、今回の申請地でもユズを栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用ありません。
次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。
次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、これまでに 6 年ほどユズ栽培の手伝いの経験があり、農業に従事する予定者、年間 200 日が 2 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。
次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。
次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。
なお、現地につきましては、12 月 9 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号 7 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の 2 筆で、面積につきましては、申し訳ございません。議案書の訂正がございます。議案書 4 ページの下段ですが、伊尾木(宮ノ東)868 番の面積が 0.5 m²となっておりますが、正しくは面積 309.5 m²です。従って、2 筆の合計も今 125.50 m²と記

載されておりますが、正しくは 434.50 m²となります。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

売買による所有権移転の申請で、果樹の栽培を予定しております。所在地につきましては、10 ページに地図がございます。2 筆、それぞれ、伊尾木保育所の北東方向と南東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は公務員ですが、実家の手伝いで農作業の経験があり、今回の申請地では自家消費用の果樹を栽培する予定をしております。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、実家の手伝いで農作業の経験があり、農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名、200 日が 1 名、100 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12 月 9 日に内川会長、黒岩榮之委員に確認をしていただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を小松幸宏委員、申請番号②③を大久保暢夫委員、申請番号④を川島一義委員、申請番号⑤⑥を樋口なぎさ委員、申請番号⑦を黒岩榮之委員、お願いします。

小松委員 申請番号①です。12 月 10 日に現地確認してきました。内容については先ほどの

説明のとおりでございます。

大久保委員 ②③です。12月11日に現地の確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

川島委員 ④です。12月13日に現地確認してきました。内容につきましては先ほどの事務局の報告のとおりです。

樋口委員 ⑤⑥です。12月9日に現地を確認してきました。先ほどの事務局の説明に間違いありません。

黒岩委員 ⑦です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 賛成(全員・多数)です。

よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第4条届出についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 報告第3号、農地法第4条届出について説明いたします。議案書は11ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけでよく、今回、1件の申請がありました。

申請番号1番です。申請者、申請地は議案書に記載のとおりとなっています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、12ページに地図を掲載しております。こちらは、僧津地区の北にある農地です。先月5条転用のあった土地の隣です。写真のとおり、現在、既に農業用倉庫が1棟建っております。事後になりますが、今回申請を行ったものです。12月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員に現地を確認していただきました。周辺の農地からは同意を得ております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第3号 農地法第4条届出について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし事務局が説明をいたします。

事務局
(弘井) 議案第4号 4条申請について説明いたします。今回は2件の申請が出ております。議案書は13ページをご覧ください。

申請番号1番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は2筆合計948㎡となっております。場所は、14ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は川北江川地区、堂ノ尾橋の西にある農地です。現地確認は、12月9日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。

次に、農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書で説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①、申請理由ですが、申請人は農業用資材及び堆肥置き場として借地を利用しておりますが、貸主から3月中に返却するよう求められています。申請人は10,000㎡近い農地を耕作しており、農業用資材及び堆肥置き場として申請地程度の広さが必要とのこと。ほかに適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましてですが、工事等は申請人が自ら行うため、費用の発生がございません。このため、問題ないと判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、農業用資材及び堆肥置き場用地として妥当であると判断しております。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側及び東側は申請人所有の農地、南側は市道及び河川、西側は山林です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に、申請番号 2 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は 852 ㎡のうちの 30 ㎡で、転用目的は墓地の建設です。

場所は 15 ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は穴内立花集落を北に行ったところにある農地です。現地確認は 12 月 10 日に小松昭則委員、長野榮徳委員にいただきました。

次に、転用の許可基準についてですが、別紙の A3 サイズの農地法第 4 条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして 2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項②ですが、申請理由は、現在の申請地の墓地が山中にあり、申請人が高齢となってきたため墓参りや管理が難しくなっています。また、既存墓地への三つも荒れており、ますます管理が難しくなっています。そのため、自宅から近く、車で行きやすく、道路から近い土地を探したが見つからなかったため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、定期貯金証書の写しを確認し、問題ないと判断しました。計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側は市道及び同意のある農地、南側は山林、東側及び西側は同意のある農地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については、自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を 申請番号①を樋口なぎさ委員、
申請番号②を小松昭則委員 お願いします。

樋口委員 申請番号①です。9日に確認してまいりました。先ほどの説明に間違いございません。

小松委員 申請番号②です。12月10日に確認してきました。内容は先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。
別に意見はないようですので、採決いたします。
議案第4号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第4号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 議案第5号、5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。議案書は16ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は285㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は17ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。場所はこちら市役所庁舎から約200m北にある農地です。現地確認は12月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、安芸市役所庁舎から概ね300m以内にある農地であるためです。続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。検討事項①の理由についてですが、譲受人は安芸市道拡幅工事のため、自宅住居が収用されることとなり、

よそに住宅を建てる必要ができました。長年住み慣れた自宅の近くに建てたい
と思い、周辺の宅地を探しましたが見つからなかったため、当該申請地を選定し
たものでほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむ
を得ないと認められます。資力や信用につきましては、安芸市の事業の関係で立
ち退きとなっておりますので、安芸市予算書の写し及び土地売買に関する契約
書(案)、権利消滅に関する契約書(案)の写しを確認し、問題はないと判断いたし
ました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転
用は確実に行為されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅
用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意
のある農地、南側は譲渡人所有の農地、東側は市道を挟んで宅地、西側は同意の
ある農地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側市道側溝へ、雨水は砂利部分に
ついては自然浸透、コンクリート部分への雨水は勾配を利用し北側市道側溝へ、
建物部分への雨水は集水桝を経由し東側側溝へ排水する計画です。これらのこ
とから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用
工事については安芸市建設課と協議済みです。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議
のない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。
申請地は、都市計画区域外で農業振興地域内です。現在まだ農用地区域内とな
っておりますが、今回の全体見直しで除外される予定となっております、その計画
は公告縦覧期間となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相
当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を福本隆憲委員お願いします。

福本委員 11日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は 18 ページからとなります。今回は 3 件の申請がありました。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

それでは、申請番号 1 番です。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の 3 筆で、地目は田、面積は 2,149 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年で、賃借料は 10 万円で再設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、20 ページに地図がございます。岩崎弥太郎生家駐車場の南西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、12 月 12 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に 申請番号 2 番です。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で、地目は田、面積は合計 1,623 m²です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 1 年で、米 1 俵代/10a で再設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、21 ページに地図がございます。井ノ口公民館の南東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、12 月 11 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 3 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の 1 筆で、地目は田、面積は合計 1,213 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 15 年で、米 6 俵代で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございます。伊尾木郵便局の北方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、12 月 9 日に内川会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を西岡大作委員、申請番号③を黒岩榮之委員、お願いします。

西岡委員 申請番号①②です。12 月 12 日、11 日に現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

黒岩委員 申請番号③です。現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

別に無いようですので、採決をいたします。

議案第 6 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。
議案第 6 号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明いたします。議案書は 23 ページとなります。今回は 1 件の届出がありました。
(小松) 賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり借賃の 3 筆です。地目は田で、面積は合計で 2349.30 m²です。令和 6 年 4 月から 15 年間の賃借権が設定されておりましたが、農地中間管理機構が転貸する貸付先が変更することになり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

議長 ただいまの報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。
(質問、意見等なし)
質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 8 号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 8 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について」説明いたします。議案書は 24 ページです。
(小松)

今回の議案につきましては、すでに三者間で賃借の手続き、利用権の設定が行われておりましたけれども、農地中間管理機構が転貸する貸付先が変更することに伴い、計画の一部を変更しようとするものです。現在の貸付先との合意解約は、さきほどの「報告第 7 号」で報告させていただきました。今回の計画(案)は、議案書に記載のとおりで、転貸先以外は、利用内容、賃借料ともに元の計画から変更ありません。お手元に参考資料をお配りしております。ピンク色の斜線で囲っている部分をご覧ください。こちらの地域計画策定外のところで、今回の手続きは、農地中間管理機構が計画を作成する前に、農業委員会が計画(案)を総会に諮り、その意見を付して、農地中間管理機構に計画作成を要請するという事務手続きの流れになっております。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

補足としまして、前回の定例会で質問がありましたが、中間管理機構を介した三者間の契約では、賃借料は年払いとなっており、今回のケースのように借主が変更となる場合に利用権設定の手続きに数か月の空白期間が発生しても、今回のケースでいうと6月振込となっており、既に払い込まれており、賃借料には影響しないということでした。

現地につきましては、12月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交委員 12月11日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決をいたします。

議案第8号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第8号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第9号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第9号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は26ページです。今回申請は1件でした。

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の2筆

です。地目は田で、面積は合計 2,535 m²です。作物は、借受法人がナスを栽培する予定をしております、賃借期間は 5 年間で、賃借料は 177,450 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、27 ページに地図がございます。JA 安芸集出荷場の西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、12 月 13 日に、川島一義委員、渡辺禎宏委員 に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、川島一義委員、お願いします。

川島委員 12 月 13 日に現地確認してきました。内容は先ほどの報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないので、採決いたします。

議案第 9 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画（一括方式）決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 9 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画（一括方式）決定について』は、原案どおり決定いたしました。

議長 それでは、『議案第 10 号、非農地証明願について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第 10 号、非農地証明願を説明いたします。議案書は 28 ページです。

(弘井) 今回は 2 件の申請が出ております。

それでは、申請番号 1 番。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田、面積は 2 筆合計で 58 m²となっております。

所在地の地図は 29 ページに掲載しております。川北中田集落にある農地で、現

在は倉庫用地及び公衆用道路として利用されています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地ですが、1筆は利用者の父親が農機具置場を建築、もう1筆は50年以上前から公衆用道路として利用され、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。現地につきましては、12月9日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑で、面積は62㎡となっております。

所在地の地図は30ページに掲載しております。土居の避難タワーの南東約120mにある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、昭和58年頃、申請者の父親が倉庫を建築し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、12月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号①を樋口なぎさ委員、申請番号②を入交大輔委員、お願いします。

樋口委員 申請番号①です。9日に現地を確認してまいりました。先ほどの説明のとおりです。

入交委員 申請番号②です。11日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に意見がないようですので、採決いたします。

議案第10号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 10 号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局
(小松) 1月の定例会は27日(月)の予定ですが、終了後に新年会を開催したいと考えておりますので、合わせて出席いただきますようお願いします。そのため1月の定例会の開催時間は15時頃を予定しています。改めてご案内しますが、予定を空けておいていただけたらと思います。
事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 27 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員